

内容をご確認の上窓口までお越しください。

受付日時 7月1日（金）から受付開始

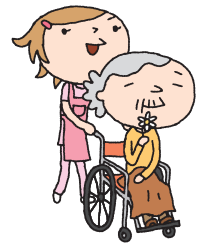
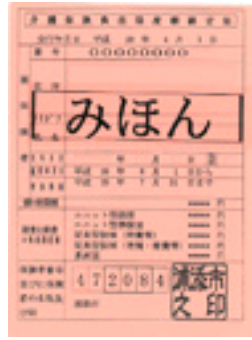
対象

- ①「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」の入所者、または短期入所生活介護（ショートステイ）利用者で本人および世帯員全員が住民税非課税の人。
 - ② 配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税の人。
 - ③ 施設利用者および配偶者の資産（現金、預貯金、有価証券等）の合計額が2千万円（単身の場合は1千万円）以下の人。
- ※①～③全てに該当する人が

対象となります。

今回から「非課税年金」が収入として追加されることになりました。

不正が発覚した場合は、罰則が生じる場合があります。



■水道料金のお支払いは便利で納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

営業課 ☎（877）8460

水道料金は2か月ごとに検針し、2か月分を下水道使用料と併せて請求します。

口座振替の手続きは次の①～③を準備して直接金融機関の窓口で手続きを行ってください。

- ① 預金通帳
- ② 通帳の届出印
- ③ お客さまの水道番号が分かるもの（納付書・検針のお知らせ等）



長寿(後期高齢者)医療制度加入者へのお知らせ

■8月1日から被保険者証が切り替わります

今お持ちの被保険者証を切り替えないと平成28年8月1日(月)以降は使用できません。

■被保険者証切り替え

新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送しますが、保険料に納め忘れがある人は、市役所窓口で納付の相談と被保険者証の切り替えが必要となります。必ず7月中に相談と切り替えの手続きを行ってください。

※新しい被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合等をご確認ください。



▲被保険者証の色(ピンク)は変わりません

一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります

長寿医療制度の被保険者で住民税非課税世帯の人は、療養を受けたときに支払う一部負担金と入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■認定証交付対象

- ① 低所得者I→同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(年金の控除額を80万円として計算)
- ② 低所得者II→世帯員全員が住民税非課税の人(低所得者IIに該当する人を除く)

■申請方法

国民健康保険課窓口で「減額認定証」の交付を申請してください。

■申請に必要な物

- ① 後期高齢者医療被保険者証 ② 被保険者本人の印鑑
- ③ 代理人が申請をする場合は代理人の印鑑
- ④ 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証)

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの人へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日(日)です。有効期限が過ぎると使用できなくなります。

■申請手續が不要の人

被保険者証に減額認定証(区分Iまたは区分II)が同封されている人。(減額認定証の申請を行ったことのある人で、平成28年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人)

※減額認定証に「区分II」と表記のある人で、長期入院該当候補者で申請を希望される人については、医療機関が発行した過去1年分の領収書など入院日数(90日以上)が確認できるものを持参して申請してください。申請すると更に食事代が減額されます。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 国民健康保険課 長寿いきいき係(内線3712・3727)

■水道メータの定期取り替えについて

配水課(内線5158)

水道メータは、皆さんが使用した水量を正確に計る大切なものです。水道メータは計量法により使用期限が定められているため定期的に新しいものと取り替えなければなりません。水道部では市内の水道メータの取り替えを使用期限が来る前に計画的に実施しています。(メータは対象外)

実施期間 8月～3月

費用 無料

取り替えについて 水道メータの取り替えは、水道部が委

託した業者が皆さんの家や建物を訪問して行います。取り替え対象の建物については、事前に使用者または管理者(不動産)へ、通知を行います。

また、市ホームページでは、今年度の取り替え対象区域と取り替え予定月を掲載しております。



▲ホームページはこちら

■平成28年「緑の募金」の報告とお礼について

美らまち推進課

(内線4062)

平成28年「緑の募金運動」は市民の皆さんのご理解・協力のもとに実施され、124万3千円の募金が集まりました。

■所有地の管理をしましょう。

環境保全課(内線3216)

草木は春から夏にかけて急速に生い茂り、害虫の発生や犯罪または不法投棄等の原因にもなりますので定期的に管理を行いましょ。

・土地所有者が草刈りなどを行うことができない場合は民間の業者へ依頼してください。市では草刈り、草木の搬出な



▲市内の管理が行われていないあき地

■犬の飼い主の皆さんへ

環境保全課(内線3216)

どは行いません。私有地への不法投棄物は回収できません。

あき地の草木でお困りの人へ

あき地が適正に管理されず、近隣の住環境へ悪影響を及ぼしている場合には現場確認を行います。条例に基づき所有者または管理者を調査し、指導および勧告をします。

口座振替日は、検針月の翌月の20日(土日、祝日にあたる場合は翌営業日)に指定口座から引き落とされます。(手続き日より、開始月が変わる場合もあります。)

●取扱金融機関(順不同)

- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫
- ゆうちょ銀行

水道料金の再振替は行っていないのでご注意ください。※なお、転居や口座を廃止した場合は、新たに手続きをお願いします。ご不明の場合は営業課まで問い合わせください。

飼い犬の管理、しつけは大丈夫ですか?日頃から鎖や首輪、おりなどを点検して犬が逃げださないように注意してください。夏休み期間中は、子どもたちへの咬傷事故が起きやすいように特に注意を払ってください。

【飼い主の義務】

①登録と予防注射を!

市で登録を行い、狂犬病予防注射を受けさせましょう。鑑札と済票を2つとも着用させましょう。

②しっかりとけい留を!

敷地内で飼い、放し飼いは絶対にやめましょう。散歩の際にはリードをつなぎ、咬む恐れのある犬には口輪を着用させましょう。

③マナーを守りましょう!

犬の運動や散歩のときは必ず「フン」を持ち帰りましょう。

